

# 第 2 8 期 中 間 決 算 公 告

〔 自 2020 年 4 月 1 日  
至 2020 年 9 月 30 日 〕

中 間 貸 借 対 照 表  
中 間 損 益 計 算 書

2020 年 12 月 25 日

東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号

GMO あおぞらネット銀行株式会社

代表取締役社長 山根 武

第 2 8 期中（ 2020年9月30日現在 ） 中間貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額     | 科 目                     | 金 額     |
|---------------|---------|-------------------------|---------|
| (資 産 の 部)     |         | (負 債 の 部)               |         |
| 現 金 預 け 金     | 53,494  | 預 金                     | 118,714 |
| 金 銭 の 信 託     | 601     | そ の 他 負 債               | 6,980   |
| 有 価 証 券       | 23,943  | 未 払 法 人 税 等             | 43      |
| 貸 出 金         | 45,312  | 資 産 除 去 債 務             | 83      |
| そ の 他 資 産     | 8,470   | そ の 他 の 負 債             | 6,853   |
| そ の 他 の 資 産   | 8,470   | 賞 与 引 当 金               | 107     |
| 有 形 固 定 資 産   | 608     | 退 職 給 付 引 当 金           | 165     |
| 無 形 固 定 資 産   | 7,164   | 繰 延 税 金 負 債             | 24      |
| 貸 倒 引 当 金     | △ 0     | 負 債 の 部 合 計             | 125,992 |
| 投 資 損 失 引 当 金 | △ 25    | (純 資 産 の 部)             |         |
|               |         | 資 本 金                   | 15,541  |
|               |         | 資 本 剰 余 金               | 367     |
|               |         | 資 本 準 備 金               | 367     |
|               |         | 利 益 剰 余 金               | △ 2,326 |
|               |         | そ の 他 利 益 剰 余 金         | △ 2,326 |
|               |         | 繰 越 利 益 剰 余 金           | △ 2,326 |
|               |         | 株 主 資 本 合 計             | 13,582  |
|               |         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △ 6     |
|               |         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計     | △ 6     |
|               |         | 純 資 産 の 部 合 計           | 13,575  |
| 資 産 の 部 合 計   | 139,568 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計   | 139,568 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 第28期中

2020年4月1日から  
2020年9月30日まで

## 中間損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |
|-----------------|--------|
| 経 常 収 益         | 655    |
| 資 金 運 用 収 益     | △ 13   |
| （うち貸出金利息）       | （ 0 ）  |
| （うち有価証券利息配当金）   | （ 1 ）  |
| 役 務 取 引 等 収 益   | 594    |
| そ の 他 業 務 収 益   | 72     |
| そ の 他 経 常 収 益   | 2      |
| 経 常 費 用         | 2,980  |
| 資 金 調 達 費 用     | 21     |
| （うち預金利息）        | （ 21 ） |
| 役 務 取 引 等 費 用   | 200    |
| そ の 他 業 務 費 用   | 0      |
| 営 業 経 費         | 2,710  |
| そ の 他 経 常 費 用   | 47     |
| 経 常 損 失         | 2,324  |
| 税 引 前 中 間 純 損 失 | 2,324  |
| 法人税、住民税および事業税   | 1      |
| 法 人 税 等 調 整 額   | △ 0    |
| 法 人 税 等 合 計     | 1      |
| 中 間 純 損 失       | 2,326  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

|            |       |
|------------|-------|
| 建 物        | 3～22年 |
| その他の有形固定資産 | 3～15年 |
  - (2) 無形固定資産  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5～10年）に基づいて償却しております。
4. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。  
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、格付機関等による外部データのデフォルト率等に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な調整を加えて算定しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を検証しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
  - (2) 投資損失引当金  
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
  - (3) 賞与引当金  
賞与引当金は、受入出向者以外の従業員への賞与の支払いに備えるため、受入出向者以外の従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
  - (4) 退職給付引当金  
退職給付引当金は、受入出向者以外の従業員の退職給付に備えるため、受入出向者以外の従業員の当中間期末自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 追加情報

近時の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、経済・企業活動への影響期間の仮定について見直しを行っております。新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による経済・企業活動への影響がより長期化するものと仮定し、固定資産の減損会計における会計上の見積りを行っております。

なお、当該仮定は不確実性が高く、その状況によっては将来の見積もりが変動する可能性があります。

## 注記事項

### (中間貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額は該当ありません。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。  
 なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は該当ありません。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。  
 為替決済、先物取引等の担保として、その他の資産に含まれる内国為替制度担保差入金6,441百万円、金融商品差入担保金50百万円及び外為証拠金取引預託金等4百万円を差し入れております。また、その他の資産にはデビット取引担保金489百万円及び敷金等137百万円が含まれております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 430百万円  
 なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
- 単体自己資本比率（国内基準） 89.94%

### (中間損益計算書関係)

- 「その他経常費用」には投資損失引当金繰入額25百万円及び第三者割当増資による新株の発行にかかる費用18百万円を含んでおります。

### (金融商品関係)

#### 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。（注2）参照。  
 （単位：百万円）

|                      | 貸借対照表計上額     | 時価      | 差額 |
|----------------------|--------------|---------|----|
| (1) 現金預け金            | 53,494       | 53,494  | -  |
| (2) 金銭の信託            | 601          | 601     | -  |
| (3) 有価証券<br>その他有価証券  | 23,918       | 23,918  | -  |
| (4) 貸出金<br>貸倒引当金(*1) | 45,312<br>△0 |         |    |
|                      | 45,311       | 45,311  | -  |
| 資産計                  | 123,325      | 123,325 | -  |
| (1) 預金               | 118,714      | 118,714 | △0 |
| 負債計                  | 118,714      | 118,714 | △0 |
| デリバティブ取引(*2)         |              |         |    |
| ヘッジ会計が適用されていないもの     | 22           | 22      | -  |
| デリバティブ取引計            | 22           | 22      | -  |

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法

##### 資 産

##### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としておりま

す。

(2) 金銭の信託

信託財産を構成している現金預け金の評価は、前述の「(1) 現金預け金」と同様の評価によっております。また、信託財産を構成している有価証券の評価は、後述の「(3) 有価証券」と同様の評価によっております。なお、金銭の信託はすべて運用目的であります。

(3) 有価証券

債券は業界団体が公表又は情報ベンダーが提示する市場価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、当初約定期間が短期間（1年程度以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引であり取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区 分        | 中間貸借対照表計上額 |
|------------|------------|
| 非上場株式 (*1) | 25         |
| 合 計        | 25         |

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

その他有価証券 (2020年9月30日現在)

|                        | 種類  | 中間貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|------------------------|-----|---------------------|---------------|-------------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 債券  |                     |               |             |
|                        | 地方債 | 407                 | 407           | 0           |
|                        | 社債  | 300                 | 299           | 0           |
|                        | 小計  | 707                 | 707           | 0           |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 債券  |                     |               |             |
|                        | 地方債 | 19,062              | 19,067        | △4          |
|                        | 社債  | 4,147               | 4,149         | △2          |
|                        | 小計  | 23,210              | 23,217        | △6          |
| 合 計                    |     | 23,918              | 23,924        | △6          |

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

|                         |         |     |
|-------------------------|---------|-----|
| 繰延税金資産                  |         |     |
| 税務上の繰越欠損金 (注1)          | 3,711   | 百万円 |
| 未払賞与                    | 82      |     |
| 退職給付引当金                 | 50      |     |
| その他の負債                  | 34      |     |
| 繰延消費税                   | 34      |     |
| 資産除去債務                  | 25      |     |
| 未払事業税                   | 13      |     |
| 投資損失引当金                 | 7       |     |
| その他                     | 2       |     |
| 繰延税金資産小計                | 3,962   |     |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注1) | △ 3,711 |     |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額   | △ 250   |     |
| 評価性引当額小計                | △ 3,962 |     |
| 繰延税金資産合計                | -       |     |
| 繰延税金負債                  |         |     |
| 資産除去債務費用                | △ 24    |     |
| その他有価証券評価差額金            | △ 0     |     |
| 繰延税金負債合計                | △ 24    |     |
| 繰延税金負債の純額               | △ 24    | 百万円 |

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当中間会計期間 (2020年9月30日)

|                    | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>2年以内<br>(百万円) | 2年超<br>3年以内<br>(百万円) | 3年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>7年以内<br>(百万円) | 7年超<br>(百万円) | 合計<br>(百万円) |
|--------------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|-------------|
| 税務上の繰越欠<br>損金 (*1) | 3             | 3                    | -                    | 0                    | 411                  | 3,292        | 3,711       |
| 評価性引当額             | 3             | 3                    | -                    | 0                    | 411                  | 3,292        | 3,711       |
| 繰延税金資産             | -             | -                    | -                    | -                    | -                    | -            | -           |

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 28,536円79銭

1株当たりの中間純損失金額 5,364円18銭

なお、当社が発行しているA種種類株式及びB種種類株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり純資産額ならびに中間純損失金額の算定に際して、それらの発行済株式数を普通株式のそれに含めて計算しております。